

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」
の活用について（依頼）

「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第 29 条に基づき各学校で作成が義務付けられており、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すものとされています。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、地域や学校の実情を踏まえた危機管理マニュアルを作成しておりますが、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではなく、学校で実施した訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを基に、常に見直し・改善を行うことが必要です。

また今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）が成立し、新たな避難情報として避難勧告が廃止されたことなど、状況の変化を踏まえ、危機管理マニュアルの適切な見直しが急務となっています。

さらに、平成 29 年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられている学校のうち、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地している学校においては、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられておりますので、該当する学校におかれては、遅滞なく確実に対応する必要があります。なお、別添写しのとおり、6 月 8 日付 3 施参事第 1 0 号での調査結果を受け、当該計画の作成や避難訓練の実施の状況につ

いては、別途確認させていただく予定です。

こうした状況を踏まえ、文部科学省ではこの度「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を作成しました。

本ガイドラインは「チェックリスト編」「解説編」「サンプル編」の3編で構成されており、各学校でこうした危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）、その他参考となる情報などの提供を目的として取りまとめました。学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際にも適宜活用願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

○「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111(内線 2670)
E-mail: anzen@mext.go.jp